

岩手県告示第 828 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成 19 年 12 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 盛岡市南仙北二丁目から盛岡市上堂一丁目（別紙図面のとおりに）
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

（1）期間 平成 19 年 12 月 11 日から平成 19 年 12 月 25 日まで

（2）場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。